

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年9月1日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「中央町19・20番街区市街地再開発事業」の対象となった土地及び建設された建物内に指定された都市計画通路にかかる固定資産税優遇措置について、対象となった土地の形状敷地面積、建物内の床形状面積、及び明確な理由を含む、当該優遇措置の申請、起案、合議、決裁、決定の過程、並びに優遇額（率）がわかる関係文書で、職員が職務上作成し、又は取得した関連文書一切。」を公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、これを取り消し、当該公文書の存否を明らかにし、改めて決定すべきである。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

### 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

「中央町19・20番街区市街地再開発事業」の対象となった土地及び建設された建物内に指定された都市計画通路にかかる固定資産税優遇措置について、対象となった土地の形状敷地面積、建物内の床形状面積、及び明確な理由を含む、当該優遇措置の申請、起案、合議、決裁、決定の過程、並びに優遇額（率）がわかる関係文書で、職員が職務上作成し、又は取得した関連文書一切。

### 2 決定の内容

当該公文書開示請求は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に該当する特定の土地及び建物の固定資産税の課税内容に関する公文書の開示を求めるものであり、これに対し当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該固定資産税に係る不開示情報（鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第7条第1号に掲げる情報）を開示することになるため、令和5年9月13日付けで不開示決定（存否応答拒否）したもの

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 趣旨及び理由

処分を取り消し、対象公文書を開示せよとの裁決を求める。

#### (1) 審査請求人が公文書開示請求をした理由

審査請求人は、課税客体である都市計画通路に係る固定資産税優遇措置が、どのような経緯で決定されたのか知ることによって、公益等に因る課税免除及び不均一課税が公平かつ公正な判断と手続きによるものであったのか確認したいと思ったことから、公文書開示請求を行った。

#### (2) 不開示処分への反論

ア 審査請求人は、当該土地建物内に指定された都市計画通路にかかる固定資産税に優遇措置がとられていることを関係者の話と資料提供によって既に認知しており、地方

税法第6条に基づき公益等に因る課税免除及び不均一課税が認められることも承知している。仮に、一般市民がその事実を知ったとしても、都市計画通路の公益性に鑑み、固定資産税に優遇措置がとられていることを当然だと受け止めると想定され、優遇措置そのものは地方税法第6条に規定されているのだから、公知の事実等に等しく、「既知又は公知乃至は知られても良い情報」である。

イ 地方税法第6条に基づく固定資産税の優遇措置をとるに当たっては、当然、行政庁内において、その可否を検討・審査する等の手続きを公務として経る必要がある、公文書として保存されていなければならない。

ウ 地方税法第22条に定められた守秘義務は、固定資産税の納税者を主体として、納税者個別の情報を保護する趣旨のものと解釈すべきであって、請求者が求める情報とは全く異なっている。審査請求人は、都市計画通路に係る優遇措置がどのような経緯で決定されたのかを知ることが目的であり、当然、条例第7条第2号以下に掲げる、個人・私企業に関する情報等の非開示とされるべき情報までも求めるものではない。

### (3) 結論

公文書の存否も明らかにせず不開示処分としたことは、市民に対する説明責任と、公正で開かれた市政を否定するものであって、情報公開の目的に則れば、少なくとも、いわゆる「海苔弁」状となってしまったとしても、文書そのものを公開（部分開示）されるべきものであり、処分取り消しの上、然るべく開示を求める。

## 2 反論書における主張要旨

(1) 課税主体の情報は保護されなければならないもので公開されるべきではなく、求めていない。

(2) 本件優遇措置は公知の事実であり、不開示（存否応答拒否）とする意味はなく、不開示にできない。

(3) 課税客体にかかる税の優遇措置に関する行政の手続きや判断、意思決定過程は公開されなければならない。

これらを前提として、本件公文書開示請求及び本件審査請求は、課税客体である土地・建物のうち都市計画通路にかかる固定資産税優遇措置が、公知の事実であって、行政手続きとして、どのような経緯で決定されたのかを開示文書によって明らかにし、地方税法第6条に基づく公益等による課税免除及び不均一課税として、公平かつ公正な手続きと判断による正当なものであるのか確認することを目的としている。

よって処分庁は、本件公文書開示請求の段階に立ち戻り、特定文書を公開（部分公開）すべきである。

## 3 口頭意見陳述における主張

(1) 求める情報・公文書は、処分庁が想定する特定文書とは異なる。

ア 行政手続きの足跡は公開されるべきである。

イ 審査請求人は個人情報の開示を求めていない。審査請求人の求める情報が「特定の土地及び建物の固定資産税の課税内容」だとしても、「特定の納税義務者に関する固定資産税の課税内容」でない以上、「私人の秘密」には当たらず、他人の個人情報でもない。

(2) 存否応答拒否の適否

ア 求めている情報は、地方税法第22条に規定する「秘密」ではなく、また、特定の個人を識別することはできず、開示したとしても個人の権利利益を害するおそれがないことから、条例第7条第2号に規定する個人情報にも当たらない。

イ 審査請求人が求める情報は、条例第7条第1号（法令秘情報）にも第7条第2号（個人情報）にも当たらず、存否応答拒否は妥当ではない。

(3) 結論

処分庁が行った本件処分は違法であり、審査請求人が求める特定文書を、存否応答拒否以外の処分として、開示（要すれば部分開示）又は不存在の理由による非開示とすべきであるとの主張を重ねて強調する。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 審査請求書に対する認否

ア 第3の1(2)アの一部については、不知。

「審査請求人は、当該土地建物内に指定された都市計画通路にかかる固定資産税に優遇措置がとられていることを関係者の話と資料提供によって既に認知しており、」は、不知。

イ 第3の1(2)ウについては否認。

地方税法第22条における「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて、客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう。

今回、審査請求人が開示請求した内容は、地方税法第22条における「秘密」に該当する。よって、処分庁には同法による守秘義務が課されるものである。

(2) 処分の理由

地方税に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において私人の秘密を知り得る立場にあることから、当該私人の秘密を保護するために、地方税法第22条において、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者に対して守秘義務を課しており、地方税法関係情報の秘密漏えいについては、地方公務員法第34条における守秘義務よりも罰則を加重している。

また、私人の秘密が守られない場合には、納税者の税務行政に対する信頼と協力が得られず、税務行政の円滑な運営が確保できないおそれがあることから、地方税法上の守秘義務については、厳格な運用が求められる。

さらに、個人、法人等の別にかかわらず、特定の納税義務者が固定資産税に係る優遇措置を受けているか否かという事実については、仮に、それが本市からの情報開示の有無とは無関係に知り得るところとなる可能性があったとしても、本市が納税義務者以外の者に自ら積極的に開示することは地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触し、違法性を帯びるものと認識している。

以上のとおり、地方税に関する調査に関して税務機関である処分庁が知り得た情報は、そもそも本市情報公開条例第7条第1号に掲げる不開示情報であるが、その不開示情報の存否を応答することにより特定の納税義務者に関する固定資産税の課税内容を類推することができる可能性があることから、処分庁は本市情報公開条例第10条の規定を適

用し、本件決定を行ったものである。

したがって、審査請求人に対し不開示（存否応答拒否）とした処分庁の本件処分は適法である。

## 第5 審査会の判断等

### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

### 2 審査会の判断

#### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「中央町19・20番街区市街地再開発事業」の対象となった土地及び建設された建物内に指定された都市計画通路にかかる固定資産税優遇措置について、対象となった土地の形状敷地面積、建物内の床形状面積、及び明確な理由を含む、当該優遇措置の申請、起案、合議、決裁、決定の過程、並びに優遇額（率）がわかる関係文書で、職員が職務上作成し、又は取得した関連文書一切である。

#### (2) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律等の規定により従う義務を有する国の機関若しくは鹿児島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書は、不開示とすることを規定している。法令等により公にすることができないと認められる情報とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している情報はもとより、法令等の趣旨又は目的から公にすることができないと認められる情報等であり、地方税法第22条に規定する地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に関して知り得た秘密も該当するとされている。

#### (3) 条例第10条について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

#### (4) 本件処分の妥当性について

##### ア 地方税法第22条について

地方税法第22条に規定する「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実、いわゆる「実質秘」をいい、「相当の利益」は経済的利益である必要はないが、本人にとって主観的に相当の利益がある場合であっても、一般人が本人の立場に立って合理的に判断した場合に、利益と考えない場合には、相当の利益は存在しないものとされる。

実施機関は、本件開示請求の対象となっている土地及び建物（以下「本件対象土地及び建物」という。）内に指定された都市計画通路について、固定資産税の課税に係る「優遇措置」がとられているか否かという事実自体が、地方税法第22条に規定する「秘密」に当たるとし、条例第10条に基づき存否応答拒否を行っていることから、

当該情報の「秘密」の該当性について検討する。

本件対象土地及び建物に係る都市計画通路とは、街区周辺の回遊性の向上等の観点から、24時間何人も通行可能とされている通路であり、鹿児島市都市計画審議会において指定され、公にされているものである。

地方税法等の関係法令等において、都市計画通路を特定した、固定資産税の減免の規定は見受けられないが、地方税法第348条第2項第5号において、公共の用に供する道路について、課税の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらのことを踏まえると、固定資産税の課税において、当該都市計画通路の用途の公共性を理由とした課税に係る「優遇措置」の有無が明らかになったとしても、本件対象土地及び建物の区分所有者等の納税義務者の保護される正当な利益を害するとまでは解されず、地方税法第22条に規定する「秘密」には当たらないと判断される。

イ 存否応答拒否の妥当性について

アにおいて検討のとおり、本件対象土地及び建物に係る都市計画通路について、その公共性を理由とした課税に係る措置の有無に関する情報は、地方税法第22条の実質秘に当たらないと解されることから、条例第7条第1号に規定する法令等の定めるところにより、公にすることが認められない情報とはいえ、よって、条例第10条には該当しないと判断される。

以上より、実施機関が存否応答拒否を行った決定は妥当ではなく、本件対象公文書の存否を明らかにし、改めて決定すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他、種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年11月24日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年12月18日 (第7回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年2月16日 (第8回審査会)	開示請求人(審査請求人)から意見聴取を行った。 実施機関から説明聴取を行った。 諮問の審議を行った。
令和6年4月30日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年5月29日 (第2回審査会)	答申案の審議を行った。